平成２５年（フ）第１１１０号
福岡市早良区荒江３丁目11番31―307号
債務者　田中　珠希（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４７号
福岡県大牟田市上町１丁目７番地３
債務者　島木すみ江
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第４８４号
仙台市若林区荒井字堀口15番地の３　ハイムのいえ102
債務者　菊地　　喬
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
秋田県能代市字松長布32番地９
債務者　富樫　由江
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第３８号
秋田県能代市二ツ井町仁鮒字相善台17番地
債務者　畠山　　実
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第２０４号
茨城県水戸市河和田町2495番地の１
債務者　中庭　　章
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２５０号
茨城県水戸市見川町2563番地　市営緑岡第１住宅６棟２Ｆ５号
債務者　増井寿美恵
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２５２号
茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴1838番地
債務者　高橋　信一
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２６２号
茨城県ひたちなか市大字田彦1453番地10　メゾンド田彦Ｃ棟102号、前住所茨城県ひたちなか市大字東石川3448番地６　堂端ビル202号
債務者　谷口　裕明（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２６７号
茨城県久慈郡大子町大字大沢935番地３
債務者　齋藤　孝典
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２８１号
茨城県那珂市中台295番地２
債務者　首藤　敦子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２８４号
茨城県ひたちなか市武田810―８　コーポルイ・ヴィトンＡ―103、住民票上の住所茨城県ひたちなか市東大島３丁目８番３号
債務者　久保田一志
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２９９号
茨城県水戸市元吉田町901番地の１　コーポ中川107号、旧住所茨城県水戸市双葉台４丁目254番地の１　水戸市立開江老人ホーム
債務者　矢渡　　一
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４８０号
京都府宇治市伊勢田町遊田12番地の281
債務者　世継　忠明
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７１９号
京都市北区衣笠大祓町15番地６　グローバル衣笠301
債務者　堺　　和江
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８５９号
京都市北区上賀茂朝露ヶ原町27―11　ホームズ上賀茂401、住民票上の住所京都市左京区一乗寺青城町169番地　イレート参番館101
債務者　伊藤　峰孝
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係